

京都市国民保護計画の変更案について

1 概 要

京都市国民保護計画について、国民の保護に関する基本指針の内容の反映及び京都府国民保護計画の変更を踏まえ、府計画との整合を図るための変更を行う。

2 主な変更内容

(1) 国民の保護に関する基本指針の内容の反映

- 「国民の保護に関する基本指針等の内容の市町村国民保護計画への反映及び避難実施要領のパターンの作成の促進について（通知）」（平成 29 年 8 月 3 日付け消防国第 70 号）及び「国民の保護に関する基本指針の変更の国民の保護に関する計画への反映について（通知）」（平成 29 年 12 月 19 日付け消防国第 106 号）等において示されている「市町村国民保護計画変更の参考例」に基づき、安否情報システムの活用及び避難行動要支援者への配慮すべき事項等について記載

(2) 京都府国民保護計画との整合

- 避難施設の収容人数を把握し、より多くの避難施設を確保するよう配慮すること、また、一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を必要に応じ指定することを記載
- 地下への避難訓練など訓練内容を例示するとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いた実践的な訓練の実施に努めることを記載
- 弾道ミサイル発射時の情報伝達方法やミサイル落下時の行動について市民に対し周知に努めることを記載

(3) その他

- 統計数値等の時点修正
- 字句修正 など